

中間のまとめにあたっての考え方

東京都は平成 12 年 3 月、男女平等参画基本条例を制定した。条例は、すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指すこととし、基本理念や基本的施策を定めている。この条例の理念をいかに具体化していくかが、行動計画にとって課題である。

東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画を策定するにあたっての中間のまとめは、男女平等参画都市・東京を築くための条件整備を、平等と参画をキーワードにして具体化した点が特色である。

東京は何と言っても、大小を問わず、多くの企業が集中する日本の中心都市である。だからこそ、働く場での男女の対等な関係が築かれなければならない。それを推進するための施策として、例えばポジティブ・アクションを採用することで状況改善を行うよう提案した。中間のまとめを行うにあたってのポイントは何だったのかと問われれば、まず第一に働く場での男女平等参画の促進を挙げることができるだろう。

職場での男女平等は、同時に家庭内のそれを実現することと表裏一体の関係にある。職場内での男女平等が実現しても、家庭生活を維持する負担が女性の肩に重くのしかかっては不平等のそしりは免れない。それに家庭生活の負担が女性に重いようでは、職場での男女平等も実現しない。

育児や介護等への支援を密にしていくことは仕事優先から仕事と家庭の両立へと転換を図る上でも大事な点である。仕事ももちろんだが家庭生活、地域とのかかわりもそれ以上に大切なのだということを男女が共に理解し、また、都としても保育や介護サービスの一層の充実を図っていくことが必要である。

第二のポイントは、個人の尊厳の確立を目指す施策の充実を強調したことである。家庭内等における暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などに女性が脅かされない社会づくりは 21 世紀の大切な課題である。女性に対する暴力の根絶は昨年 6 月にニューヨークで開催された国連特別総会女性 2000 年会議でも強調された。

また、いつ何人子どもを産むか産まないかを選択する自由は尊重されなけ

ればならないというリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点の重要性も強調した。最近では少子化問題を考えるにあたって、こうした視点を脇に置いて議論をするケースを散見するが、それは的を射たものではないことも認識する必要がある。

第三点は学校教育や社会教育における男女平等の推進、男女平等参画の視点からの社会制度の見直しなど、平等参画を推進する社会づくりの一層の充実を強調したことである。同時に、男女平等参画に関する都民の申出について専門的立場から見解を示す体制について検討してほしい旨、指摘している。

以上が審議会の議論を中間でまとめるにあたっての基本的考え方である。今後広く都民の意見を得て、最終答申へ議論を深めていかななくてはならないと考える。